



2022年11月11日

各位

会社名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 バイспレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）制度（以下「RSU 制度」といいます。）に基づく自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年12月9日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,940 株
(3) 処分価額	1株につき 2,975.5 円
(4) 処分価額の総額	17,674,470 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	① 2022年3月期付与のRSU(以下「FY2022-RSU」といいます。) 退任執行役1名 2,641株 ② 2022年3月期付与のTransformational FY22-RSU 退任執行役1名 3,299株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社では、2018年3月期に2019年3月期までの取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬として業績連動型株式報酬（PSU）制度（以下「PSU 制度」といいます。）を導入しました。2019年6月の指名委員会等設置会社への移行後も、執行役に対する株式報酬として PSU 制度を設定するとともに、取締役（社外取締役を含む）及び執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし報酬制度の見直しを行ってまいりましたが、その一環として2021年3月期より取締役（社外取締役を含む）及び執行役に対する株式報酬として事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）制度（以下「RSU 制度」といいます。）を導入しました。なお、取締役及び執行役については、株式保有ガイドラインを設定するとともに、執行役についてはクローバック条項を設定しております。

本自己株式処分は、以下に記す RSU 制度に基づき、割当予定先である退任執行役に対する株式報酬として行うものです。

【RSU 制度の概要等】

(1) 執行役に対するRSU

RSU は、譲渡制限期間を 3 年とし、譲渡制限期間の開始時点で株数を決定し、3 年経過後にその数の株式を支給します。対象者が譲渡制限期間内に報酬委員会が認める正当な事由により退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、相当する数の株式を支給します。なお、退任執行役に対し 2022 年 3 月期以降に付与された RSU については、退任から 6 か月経過後に報酬委員会が権利確定を決議した上で、株式を支給します。

以上に基づき、退任執行役 1 名に対し FY2022-RSU に係る株式を、支給することを決定しました。

(2) Transformational FY22-RSU

2019年3月期を評価対象期間の開始とし2021年3月期を評価最終年度とするPSU(以下「18PSU」といいます。)の支給率は0%であったものの、報酬委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が大きく影響を受ける中で、18PSU支給対象者である執行役は2022年3月期以降につながる成果を創出していると判断しました。これを踏まえ、企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに株主との利害の共有を強化するために有効な報酬を執行役に対して支給することが必要と考え、「Transformational FY22-RSU」の付与を2021年4月27日開催の報酬委員会にて決定しました。

Transformational FY22-RSUは、18PSU支給対象者である執行役のうち、2022年3月期も引き続き任に当たる者を対象として、付与日を2021年4月1日とし、3年後の2024年3月31日または退任から6か月経過後に報酬委員会が権利確定を決議し株式を支給するRSUです。

以上に基づき、退任執行役1名に対しTransformational FY22-RSUに係る株式を支給することを決定しました。

なお、本自己株式処分においては、上記の RSU 制度に基づき、割当予定先となる退任執行役が当社に対する金銭報酬債権額の全部を現物出資財産として払い込むことによって、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、上記制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年11月10日(代表執行役による自己株式処分の決定日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,975.5円としております。

上記の払込金額については、代表執行役による決定日の前営業日の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上